

# 新山口駅周辺出店支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新山口駅周辺にある空店舗及び空家に新規に開業する事業者に対し、予算の範囲内においてその経費の一部を補助することにより、飲食機能等の集積による新たな交流や賑わいの創出を図り、新山口駅周辺の魅力向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空店舗及び空家

別に掲げる対象区域図で示した区域内に位置しており、建築後6か月以上経過した建物であって、店舗として利用可能なもののうち、次のいずれかに該当する建物をいう。ただし、市長が特別に認めるものは、この限りでない。

ア 過去に商業活動の用に供していた実績があり、現に利用されていない店舗

イ 過去に商業活動以外の用に供していた、現に利用されていない家屋又は倉庫

(2) 事業者

空店舗又は空家（以下「空店舗等」という。）において開業する個人又は法人であって、次のいずれにも該当しない者をいう。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める営業を行おうとする者

イ 市税の滞納をしている者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号又は第6号に規定する者

エ その他市長が不相当と認める者

(3) 取得財産

補助事業により取得、又は効用の増加した設備、建物等をいう。

(実施主体及び運営主体)

第3条 この事業の実施主体は山口市とする。ただし、事業の運営は、市長が認めた団体（以下「運営主体」という。）に委託するものとする。

(補助対象となる事業者)

第4条 補助金の交付を受けることのできる事業者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 空店舗等で飲食サービス業等を営み、新山口駅周辺の新たな交流や賑わいの創出につながる営業を行う者で、3年以上継続して店舗を営む意思のある者
- (2) 昼間に正午を挟む2時間以上営業し、かつ、1週間のうちおおむね5日以上営業する者
- (3) 別表1に定める補助対象経費について、山口市又はそれに準ずる団体から補助金の交付を受けていない者
- (4) 別に掲げる対象区域内において移転する者ではないこと。ただし、立ち退き等やむを得ない理由による移転は除く。
- (5) 過去3年以内に当該補助金の交付を受けていない者  
(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費等については、別表1に定めるところによる。

(事前の届出)

第6条 補助金の交付申請を行う予定の事業者（以下「事前届出者」という。）は、工事着工の前日までに新山口駅周辺出店支援事業補助金交付事前届出書（第1号様式）を運営主体に提出するものとする。

(交付の申請)

第7条 前条の事前届出者のうち補助金の交付を受けようとする事業者は、原則、工事着工の90日後の日又は開業日の前日のいずれか早い日までに、新山口駅周辺出店支援事業補助金交付申請書（第2号様式）に必要な書類を添えて運営主体に申請しなければならない。

(交付の決定)

第8条 運営主体は、事業者から前条に定める申請があったときは、審査会を開催し、その内容を審査の上、適当と認めるときは、新山口駅周辺出店支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、適当と認められない場合は、新山口駅周辺出店支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請事業者に通知するものとする。

2 運営主体は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の内容変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）は、前条に定める決定の内容を変更しようとする場合は、速やかにその旨を新山口駅周辺出店支援事業補助金に係る補助事業の変更承認申請書（第5号様式）に必要な書類を添えて運営主体に申請し、その承認を受けなければならない。

2 運営主体は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容に条件を付し又は変更することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 交付決定事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに新山口駅周辺出店支援事業補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を運営主体に申請し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 交付決定事業者は、補助事業が完了したときは、その日から20日を経過した日又は当該会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、新山口駅周辺出店支援事業補助金に係る補助事業の実績報告書（第7号様式）に必要な書類を添えて運営主体に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第12条 運営主体は、交付決定事業者から前条に定める実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、現地調査等により、補助事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定事業者に対し速やかに新山口駅周辺出店支援事業補助金交付確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

2 前項に定める通知を受けた交付決定事業者は、速やかに新山口駅周辺出店支援事業補助金請求書（第9号様式）を運営主体に提出するものとする。

3 運営主体は、前項に定める請求書の提出があったときは、これを審査し、適当であると認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（取得財産の管理及び処分）

第13条 交付決定事業者は、取得財産について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 交付決定事業者は、開業日から3年間は、事業所を移転又は閉業してはならず、これら及びその他の理由により取得財産を処分してはならないが、事業所を移転、閉業、又は財産処分をしようとする場合は、あらかじめ、新山口駅周辺出店支援事

業補助金に係る移転・閉業・財産処分申請書（第10号様式）を運営主体に提出しなければならない。

3 交付決定事業者は、交付決定日の属する事業年度の後3年間は、補助事業に係る費用の分かる書類等を保存しなければならない。

（営業時間等の変更）

第14条 交付決定事業者は、開業日から3年間は、第4条第1項第2号に定める営業時間等の規定を満たさなければならず、規定を満たさない営業時間への変更をしようとする場合は、あらかじめ、新山口駅周辺出店支援事業補助金に係る営業時間等変更申請書（第11号様式）を運営主体に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第15条 運営主体は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その交付決定を取り消すことができる。

(1) 第13条第2項に規定する、新山口駅周辺出店支援事業補助金に係る移転・閉業・財産処分申請書の提出があったとき。

(2) 第14条第1項に規定する、新山口駅周辺出店支援事業補助金に係る営業時間等変更申請書の提出があったとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(4) 補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、運営主体が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 運営主体は、前項の規定により交付決定を取り消した場合、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を別に定める新山口駅周辺出店支援事業補助金返還規程により返還させることができる。（第12号様式）

3 運営主体は、第1項の規定により交付決定を取り消したときは、新山口駅周辺出店支援事業補助金交付決定取消通知書（第13号様式）により、当該事業者に通知するものとする。

（報告及び調査）

第16条 運営主体は、補助事業の成果等、必要と認めた事項について、交付決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができる。

2 運営主体は、事業の実施状況等について、市長に報告しなければならない。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条 関係)

補助対象経費	補助金額	その他
<p>店舗改装に係る経費（設備購入費、設備設置費、設備改修費、その他設備設置に係る経費を含む。消費税を除く。）</p> <p>（注）ただし、事業の用に供さない部分を含む場合は、事業の用に供す部分の割合を補助対象とする。設備購入費については、店舗内に固定化するものとし、容易に移動が可能なものは除く。</p>	<p>補助対象経費の 1 / 2 以内</p> <p>補助限度額は 1 0 0 万円</p> <p>（注）算出して得た額に 1 0 0 円未満の端数がある場合、これを切り捨てる。</p>	<p>申請者は、審査会に出席しなければならない。</p>